

出産時の手続きについて

保育所に在園、申込みをしている方で母親が出産を予定されている場合は、出産前後の就労状況により、提出していただく書類が異なりますのでご確認ください。

出産予定日の4か月前までに『出産にあたっての就労状況申告書』と出産予定日のお子さんの『母子手帳の表紙（氏名）及び出産予定日の記載があるページの写し』を提出してください。

【在園児童】

支給認定は、原則、事由発生日の翌月からの変更となります。
保育の必要量によって、利用者負担額（保育料）が変更となります。
事由発生日以後の申請の場合は、申請日の翌月からの変更となりますのでご注意ください。

1. 産前・産後休暇後、育児休業法に基づく育児休業を取得し、現在の勤務先で復職予定の方

◇育児休業を取得する場合

- ⇒ 出産後2か月以内に「教育・保育給付認定変更申請書（就労→育休）」、「育児休業取得証明書」を提出してください。育児休業中は「保育短時間」に変更になります。
- ⇒ 育児休業取得年度の属する月の末日（当該年度の3月31日）までは、在園中の上のお子さんは保育所に在園できます。

◇育児休業を取得しない場合

- ⇒ 出産後8週（56日）を経過した57日目から復職する場合、「教育・保育給付認定変更申請書（出産→就労）」、「就労証明書」を提出してください。復職しない場合や「就労証明書」が未提出の場合は退所となります。

2. 出産にあたり現在の勤務先を退職し、出産後新たに勤務先を探す予定の方

- ⇒ 出産前に必ず保健福祉課健康子育てグループへご相談ください。
- ⇒ 「教育・保育給付認定変更申請書（就労→出産）」、「母子手帳の表紙（氏名）及び出産予定日の記載があるページの写し」を提出していただくことで、出産予定月とその前後2か月は出産要件で上のお子さんは在園できます。
- ⇒ 出産後に「教育・保育給付認定変更申請書（出産→求職活動）」、「求職状況申立書」を提出してください。
- ⇒ 出産後5か月以内に仕事を開始するなど保育の必要性が確認できる書類および「教育・保育給付認定変更申請書（求職活動→就労）」、「就労証明書」の提出がない場合、上のお子さんは退所となります。

3. 自営で仕事をしており、出産後も同じ仕事を続ける予定の方

- ⇒ 出産後8週（56日）を経過した57日目で、就労を再開することが確認できれば上のお子さんはそのまま在園できます。
- ⇒ 出産後8週（56日）を経過後速やかに「教育・保育給付認定変更申請書」、「就労状況申告書（備考欄に『〇〇年〇月〇日より就労再開』と記載したもの）」を再度提出してください。

4. その他の方

- ⇒ 出産前に必ず、保健福祉課健康子育てグループへご相談ください。

【申込み児童】

予定月の2ヶ月前より入所要件が変更となります。
事前に保健福祉課健康子育てグループへご連絡ください。

1. 産前・産後休暇後、育児休業法に基づく育児休業を取得し、現在の勤務先で復職予定の方
 - ◇育児休業を取得する場合
 - ⇒出産後2か月以内に「育児休業取得証明書」を提出してください。育児休業中は「保育短時間」に変更になります。
 - ◇育児休業を取得しない場合
 - ⇒産後休暇（出産後56日経過）後、復職した場合は、「就労証明書」を提出してください。復職しない場合は、その後の状況について保健福祉課健康子育てグループへご連絡ください。
 - ※「就労証明書」の復職（予定）年月日の証明を勤務先に依頼してください。
2. 出産にあたり現在の勤務先を退職し、出産後新たに勤務先を探す予定の方
 - ⇒「教育・保育給付認定変更申請書（就労→出産）」、「母子手帳の表紙（氏名）及び出産予定日の記載があるページの写し」を提出していただくことで、出産予定月とその前後2か月は出産要件として入所することができます。
 - 入所した場合は、予定月の後2か月で退所となります。
 - その後、就労することで保育園を希望される場合は、再度申請が必要となります（ただし、申請時の入所状況により入所できない場合があります）。
3. 自営で仕事をしており、出産後も同じ仕事を続ける予定の方
 - ⇒出産後8週（56日）を経過した57日目、就労を再開する場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」、「就労状況申告書（備考欄に『〇〇年〇月〇日より就労再開』と記載したもの）」を再度提出してください。
4. 求職活動中の方
 - ⇒「教育・保育給付認定変更申請書（求職活動→出産）」、「母子手帳の表紙（氏名）及び出産予定日の記載があるページの写し」を提出していただくことで、出産予定月とその前後2か月は出産要件として入所することができます。
 - 入所した場合は、予定月の後2か月で退所となります。
 - その後、就労することで保育園を希望される場合は、再度申請が必要となります（ただし、申請時の入所状況により入所できない場合があります）。
 - ※求職活動で入所した場合は、3か月以内に就労開始が必要となります。
5. その他の方
 - ⇒出産前に必ず、保健福祉課健康子育てグループへご相談ください。

お問い合わせ先

南幌町保健福祉課健康子育てグループ TEL011-378-5888